

## 記載要領

(表)

様式第4のり (第4条、第5条関係)

## 給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	注1						
敷地面積	注2 m <sup>2</sup>						
給油空地	注3 間口 m 奥行 m						
注油空地	有(容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無						
空地の舗装	コンクリート・その他()						
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造 注4	階数	建築面積	水平投影面積				
	階	注5 m <sup>2</sup>	注6 m <sup>2</sup>				
	壁	床	はり	屋根	窓	出入口	
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造 注7	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
上階の有無 (給油取扱所以外) 注8	有(用途 (有の場合、屋根又はひさしの有無) · 無 有(m) · 無)						
建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の 1階の床面積			床又は壁で区画された部分(係員のみ が出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)		
	第1号	注9 m <sup>2</sup>			注11 m <sup>2</sup>		
	第1号の2	注10 m <sup>2</sup>			注13 m <sup>2</sup>		
	第2号	注12 m <sup>2</sup>			注15 m <sup>2</sup>		
	第3号	注14 m <sup>2</sup>			注16 m <sup>2</sup>		
	第4号	注17 m <sup>2</sup>			注18 m <sup>2</sup>		
	計	注19 m <sup>2</sup>			注20 m <sup>2</sup>		
周囲の塀又は壁 注20		構造等		高さ		m	
		はめごろし戸の有無		有(網入りガラス・その他()) · 無			

## (裏)

固定給油設備等	項目 設 備	型 式	数	道 路 境 界 線 か ら の 間 隔	敷 地 境 界 線 か ら の 間 隔
	固 定 給 油 設 備			m	m
	固 定 注 油 設 備			m	m
固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び（ホース機器・給油ホース車（台）・給油タンク車				
附 随 設 備 の 概 要	<a href="#">注 21</a>				
電 気 設 備	<a href="#">注 22</a>				
消 火 設 備	<a href="#">注 23</a>				
警 報 設 備	<a href="#">注 24</a>				
避 難 設 備	<a href="#">注 25</a>				
事 務 所 等 そ の 他 火 気 使 用 設 備	<a href="#">注 26</a>				
滯 留 防 止 措 置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他（）				
流 出 防 止 措 置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（）				
タ ン ク 設 備 <a href="#">注 27</a>	専用タンク		可燃性蒸気回収設備	有・無	
	廃油タンク等		簡易タンク		
工 事 請 負 者 住 所 氏 名	<a href="#">注 28</a> 電話				

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のホ又は様式第4のヘ）を添付すること。

## 給油取扱所構造設備明細書記載要領

- 注 1 「事業の概要」欄は、例えば「自動車用燃料の給油販売等及びこれに伴うサービス業務を行う。」等と、また自家用給油取扱所の場合は自己所有の車両のみに給油することを明確に記入する。
- 注 2 「給油取扱所の敷地面積」欄は、給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入する。
- 注 3 「給油空地の間口、奥行」欄は、危険物の規制に関する政令17条第1項第1号により設定した給油空地の間口（10メートル以上）及び奥行き（6メートル以上）を記入する。
- 注 4 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」欄  
ア 屋外給油取扱所似合っては給油取扱所の建築物の構造を記入する。  
イ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合にあっては、給油取扱所の用に供する部分の構造を記入する。  
なお、建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「階数」欄は、設置する階を記入する。（例：10階建ての1、2階部分）
- 注 5 「建築面積」欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の建築面積で、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定に準じて算定した面積を記入する。
- 注 6 「水平投影面積」欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積（ひさし、キャノピー等を含む。）を記入する。
- 注 7 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」欄建築物の一部に給油取扱所を設置する場合、給油取扱所を含めた建築物全体の構造について記入する。なお、屋外給油所を設置する場合、は空欄となる。
- 注 8 「上階の有無（給油取扱所以外）」欄  
ア 用途屋内給油取扱所のうち、上階に給油取扱所以外の用途を有するものについては消防法施行令別表第1の項及び用途を記入する。  
例（五）項口（共同住宅）－3～5F  
イ 屋根又はひさしの有無  
上階に給油取扱所の業務を有するものについてのみ、屋根又はひさしの有無及び有の場合その長さを記入する。
- 注 9 給油又は灯油の詰替えのための作業場（床又は壁で区画された部分に限る）のうち、1階の床面積を記入する。ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等が該当する。
- 注 10 給油取扱所の業務を行うための事務所（床又は壁で区画された部分に限る。注11において「事務所等」という。）のうち、1階の床面積を記入する。事務室、販売室、会議室、応接室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫、便所等が該当する。
- 注 11 事務所等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。なお、係員のみが出入りする部分とは会議室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫等が該当する。
- 注 12 給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入りするものを対象とした店舗、飲食店又は展示場（床又は壁で区画された部分に限る。以下13において「店舗等」という。）のうち、1階の床面積を記入する。
- 注 13 店舗等の内、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。
- 注 14 自動車等の点検・整備を行う作業場（床又は壁で区画された部分に限る。以下15において「整備室等」と言う。）のうち、1階の床面積を記入する。

- 注 15 整備室等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。
- 注 16 自動車等の洗浄を行う作業（床又は壁で区画された部分に限る。）の床面積を記入する。
- 注 17 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらのものに係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入する。
- 注 18 注 9+注 10+注 12+注 14+注 16+注 17 の合計を記入する。
- 注 19 注 11+注 13+注 15 の合計を記入する。  
(注 19 $\leq$ 300 m<sup>2</sup>)  
(注 6—注 18) ÷ (注 3—注 18) > 1/3 が屋内給油所に該当する。  
(注 6—注 18) ÷ (注 3—注 18)  $\leq$  1/3 が屋外給油所に該当する。
- 注 20 「周囲の塀又は壁」欄は、例えば「構造」は「コンクリートブロック塀、壁又は鉄筋コンクリート造」、「高さ」は「2.0 メートル」等と記入する。はめごろし戸の有無を記載する。
- 注 21 「附隨設備の概要」欄は、附隨設備の種類及びその概要を記入する。
- 注 22 「電気設備」欄は、その種別、型式、防爆仕様の有無等について記入する。
- 注 23 「消防設備」欄は、例えば「第4種 粉末ABC消火器 2本」等と記入する。
- 注 24 「警報設備」欄は、例えば「自動火災報知設備」等と概要を記入する。
- 注 25 「避難設備」欄は、例えば「事務所1階避難口に誘導灯設置」等と概要を記入する。
- 注 26 「事務所等その他火気使用設備」欄は、例えば「事務所にガスストーブ1台」等と使用場所、種類、台数の概要を記入する。
- 注 27 「タンク設備」欄は、「地下タンク 30 キロリットル×2基—SF二重殻タンク」、「簡易タンク 600 リットル×2基」等と概要を記入する。
- 注 28 「工事請負者住所氏名」欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。